

## 施策評価調書(元年度実績)

				施策コード	I-8-(4)		
政策体系	施策名	感染症・伝染病対策の確立	所管部局名	福祉保健部、生活環境部、農林水産部		長期総合計画頁	71
	政策名	強靱な県土づくりと危機管理体制の充実	関係部局名	福祉保健部、生活環境部、農林水産部			

### 【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③
取組項目	感染症対策(健康危機管理)の推進	高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱など家畜伝染病に対する防疫体制の強化	生活環境対策

### 【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する 取組No.	基準値		元年度			6年度	目標達成度(%)											
		年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125							
i	①	H29	94.1	95.0	94.4	99.4%	95.0 (R5)												
ii	②	H30	7.4	75.0	18.4	24.5%	100												

### 【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i	概ね 達成	県及び各市町村によるワクチン接種の啓発により、目標値を概ね達成した。	達成 不十分
ii	著しく 不十分	国の事業を活用し、野生動物の侵入防護柵の設置推進に取り組んだが、国の計画認定の遅れと新型コロナウイルスの影響による輸入資材の全国的な不足のため、防護柵の完成が遅れ、設置率は目標値を下回った。継続的な取り組みによりR2.11月には目標値を達成する見込み。	

#### 【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機管理研修会等への職員の派遣や健康危機管理シミュレーションの実施により、健康危機管理対応能力の向上を図ることができた。</li> <li>結核拠点病院に派遣した医師に対し、臨床研修や調査研究のための支援を行うことで、結核診療能力を有する医師の県内定着を図ることができた。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定家畜伝染病の発生に備え、新たに各家畜保健衛生所で防疫マップシステムや備蓄資材を更新するなど、防疫体制を強化した。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜検査員に対する研修等を行うことにより、異常畜の早期発見に努めた。</li> <li>ペットショップ等の動物取扱責任者や犬や猫の飼育者を対象とした研修会等で、人獣共通感染症に対する知識や感染対策について、周知を図った。</li> </ul>

#### 【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(元年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①	結核医療体制強化事業	100.0	134
	健康危機管理対策推進事業	—	134
②	家畜伝染病緊急防疫体制整備事業	—	134
③	食肉輸出検査体制強化事業	300.0	90

#### 【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○と畜検査員・食鳥検査員講習会(R1.1)</p> <p>・家畜伝染病について、豚熱は県内での発生はないものの、全国で続発している。また、アフリカ豚熱も中国を中心に発生が拡大しており、海外からの侵入への警戒が必要とされている。こういった状況から、家畜伝染病について最新情報を知ることが大事であるため、今後も情報提供に取り組む必要がある。</p>	
---	--

#### 【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町村が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に、新型コロナウイルス感染症への実際の対応を進める。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策のため、市町村、関係医療機関、関係行政機関、指定地方公共機関等と過去の訓練等を参考に連携を図る。</li> <li>新型コロナウイルス感染症のみならず、他の感染症にも注意を払い、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、MERSなど、国際的な感染症発生動向を踏まえ、検疫所など他機関と連携を確認する。</li> <li>結核医療体制を充実させるため、結核診療医師の育成・確保を図る。</li> <li>豚熱をはじめ、特定家畜伝染病に対する全庁的な防疫演習を実施することにより、体制を強化する。</li> <li>と畜検査に関し、検査設備の整備、技術向上のための研修の実施により、迅速かつ正確な検査体制の充実を図る。</li> <li>家畜伝染病まん延の一因となっている野生動物の豚舎への侵入防止を図るため、早期に県内全ての豚舎に防止柵を設置する。また、感染症が発生した際に、発生農場の家畜処分や消毒ポイントの設置など、まん延防止対策を迅速に行えるよう体制を維持する。</li> <li>と畜検査に関し、検査設備の整備、技術向上のための研修の実施により、迅速かつ正確な検査体制の充実を図る。</li> </ul>